

## 兵庫県警察術科訓練安全管理措置基準の制定について（例規）

昭和49年9月24日  
兵警教例規第28号

### 1 趣旨

この基準は、術科訓練に伴って発生する受傷事故の諸要因を分析し、これらの諸要因の早期発見、除去、改善等術科訓練に必要な安全管理の準則となるべきものを定めようとするものである。

### 2 安全管理の措置基準

別記のとおり

### 3 受傷事故報告書による報告

所属長は、術科訓練による死亡及びおおむね全治14日以上を要する受傷事故が発生したときは、公私傷の扱いの別にかかわらず、別記様式「術科訓練受傷事故報告書」により、速やかに術科安全管理委員長に書面報告をするものとする。この場合、特に死亡事故については、別に電話で即報しなければならない。

### 別記

#### 安全管理の措置基準

#### 第1 共通的事項

##### 1 人的管理

- (1) 訓練者の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度、既往症等をは握して、訓練上欠陥のある者の発見に努めること。特に必要があると認めるときは、事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練者の年令、体力、技能等によって無理のない計画をたて、十分な準備のもとに行わせること。
- (3) 訓練に際しては、訓練者の数、訓練場所、訓練の内容等を考慮して、適宜、班を編成して統制のある訓練を行わせること。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法で危険な技等を行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導、監視体制を確立するとともに、常に訓練者の動静に注意し、異常を認めたとときは、訓練を中止させる等の措置をとること。
- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制の整備をしておくこと。
- (7) 技能に応じて、かつ、基本に忠実な訓練を行わせること。
- (8) 平素、訓練から遠ざかっていた者が訓練に参加したときは、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年令者には、休力の過信をさせないこと。

##### 2 物的管理

- (1) 射撃場、道場、体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿、消火設備等を入念に点検し、破損箇所等を発見したときは、早急に補修、整備の措置又は手続きをとること。
- (2) 用具、防具等は、定期的又は使用前後に必ず点検し、異状を認めたとときは、使用を禁止し、又は補修したのちに使用させること。
- (3) 道場又は体育館内には、訓練に不要な物品を置かないようにすること。

- (4) 寒冷地では、特に冬期の保温に留意すること。
- (5) 服装、用具、防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装又は使用させること。

## 第2 科目別事項

### 1 けん銃操法訓練

#### (1) 射撃場において訓練実包による射撃訓練を行うときの措置

ア 訓練者には、いかなる場合においても、けん銃の安全規則（警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第5条）けん銃訓練要綱（昭和43年警察庁丙教発第128号）及び兵庫県警察射撃場管理及び使用規程（昭和29年兵庫県警察本部訓令第8号）を厳守させるとともに、指揮官、指導者の指示は確実に実行させること。

イ 訓練者の聴器障害予防のため、必ず耳せんを使用して、射撃訓練を行わせること。また、射撃訓練時の指揮官の位置及び勤務体制の改善等に配慮するとともに、聴力検査による聴力障害者の早期発見に努めること。

ウ 覆道式射撃場内の換気に留意すること。

エ 訓練者には、射撃訓練の終了直後に必ず洗眼、うがいを励行させること。

オ 冬期における訓練は、手のかじかみに起因する事故防止のため、特に保温に留意すること。

#### (2) けん銃操法訓練を行うときの措置

けん銃操法訓練（(1)の場合を除く。）を行うときは、「警察官けん銃使用および取扱い規範」及び「けん銃訓練要綱」に定めのない事項については、次の措置をとること。

##### ア 監督者、訓練者等の位置等

(ア) 訓練を行うときは、努めて監督者（警察本部にあつては教養課術科担当補佐又は訓練者所属の警部以上の警察官、警察署にあつては副署長、次長、警務課（係）長又は教養係長）を立ち合わせ、訓練全般を見渡せる安全な場所に位置させること。

(イ) 指導者は、訓練者から向かって右斜め前方に位置させること。ただし、特殊訓練弾による訓練を行わせるときは、訓練者の後方ほぼ中央とすること。

(ウ) 補助者は、訓練者から向かって左斜め前方に位置させること。ただし、随時、訓練者の後方を移動しながら、操法の個別指導及び矯正を行わせること。

##### イ 訓練開始前の措置

(ア) 訓練者に、回転式けん銃携帯者及び自動式けん銃携帯者があるときは、努めて訓練場所及び時間を異にして訓練を行わせること。やむを得ず同時に訓練を行わせるときは、銃種による班を編制して行わせること。

(イ) 訓練は、けん銃のつりひもをつけたまま行わせること。

(ウ) 「たまぬけ」及び「たまこめ」は、訓練員を1列横隊にして、指揮官の指揮によりいっせいに行わせること。

##### ウ 訓練中の措置

(ア) 指導者に、訓練者全員が号令により操法が終わったことを確認させたのちに、次の操法の訓練を行わせること。

(イ) 指導者が操法の模範を示して説明するときは、必ず弾倉の点検を励行させること。

(3) 特殊訓練弾による射撃訓練を行うときの措置

特殊訓練弾による射撃訓練を行うときは、前記(1)及び(2)を準用するほか、跳弾による受傷事故等の防止のため、訓練者の間隔、標的と訓練者の距離及び標的に跳弾防止のための措置をとること。

2 逮捕術訓練

- (1) 訓練者には、基本的な準備運動及び「受身」、「体さばき」、「足さばき」、「縄とび」、「腕立て伏せ」等により、敏捷性、柔軟性、持久性等を習得するように、反覆した訓練を行わせること。
- (2) 訓練には、「前突き」及び「前けり」の反覆訓練によって、攻撃、防御の基本動作を習熟させること。
- (3) 多数の訓練者を同時に訓練させるときは、訓練の種目、内容により、必要な距離、間隔を十分とらせること。
- (4) 訓練者に防具着用の訓練を行わせるときは、運動足袋の類のものを着用させること。
- (5) 「打突」、「逆わざ」等の訓練を行わせるときは、指導者に打突の部位、方法及びその程度並びに逆わざの施術の方法及びその効果について模範を示させ、その限界を理解させたいうで訓練を行わせること（防具を着用しない訓練のときは、「警棒打ち」、「突き」及び「当て身」は、相手の身体に触れることのないように動作をとめること。）

3 柔道訓練

- (1) 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ上手な投げ方を認識させるため、指導者が模範を示してから相互の訓練を行わせること。
- (2) 道場の面積と訓練人員を勘案して、必要により「乱取り」と「寝技」の訓練を区分して行わせること。
- (3) 初心者等には、柔道の基本技である「作り（崩し）」、「掛け」の原理を理解させ、正しい技のかけ方及び防ぎ方に習熟する訓練を行わせること。
- (4) 初心者等には、指導者が「まき込み」等危険な技の模範を示して、その危険性を正しく理解させること。
- (5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者は直ちに矯正させ、正しい姿勢による円滑な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法の訓練を行わせること。
- (6) 訓練者には、頭部の受傷防止のため、首部の準備運動を十分行わせるとともに、正しく「受身」する訓練を行わせること。
- (7) 冬期の訓練は、訓練者に準備運動を入念に行わせるとともに、「寝技」によって、身体を柔らかくしてから「乱取り」を行わせること。
- (8) 高年令者には、年令及び体力に応じた訓練内容及び訓練量とし、無理な訓練又は試合を行わせないこと。

4 剣道訓練

- (1) 訓練者には、剣道具を正しく着装させ、定められた部位を正確に打突するように訓練を行わせること。
- (2) 初心者等には、基本動作（構え、足さばき）を習得するように訓練を行わせること。
- (3) 竹刀は、「ひび割れ」等の不完全なものを使用させないこと。

- (4) アキレス腱受傷事故防止のため下半身の準備運動を入念に行わせること。特に、訓練の長期中断、心身の疲労、体重が増加したとき等に傷害が発生することが多いので、このようなときは、「素振り」、「剣道の形」等の訓練にとどめ、急激な訓練は行わないこと。
- (5) 耳の受傷防止のため、手拭い等で頭部を覆うときに、耳に当てないようにさせるとともに、「面垂」と耳との間に余裕を持たせた着装の方法を行わせること。
- (6) 「ひじ」の打撲傷防止のため、できればサポーター、ひじ当て等を使用させること。
- (7) 面具、小道具等の消毒を行わせること。

## 5 体育訓練

(体育訓練の安全管理の措置基準は、便宜上、体育訓練(運動競技を含む。)並びに走訓練、水泳訓練、登山訓練及びスキー訓練に区分した。)

### (1) 体育訓練

- ア 訓練者には、体育、競技の種目ごとの基本的な練習法をマスターするように訓練を行わせること。
- イ 訓練者には、体育、競技の種目ごとのルールによる訓練を行わせること。
- ウ 訓練者には、正しい用具の用法の訓練を行わせること。
- エ グランドの小石等の危険物は、常に除去するようにするほか、その整備に留意すること。

### (2) 走訓練

#### ア 訓練前の措置

- (ア) 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練者の動静や表情を観察するなど、体調点検を徹底すること。特に、高温時、寒冷時においては、入念な体調点検を行うこと。
- (イ) 体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止するなどの措置をとること。
- (ウ) 訓練者に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。
- (エ) トレーニングの漸進性の原則に従って、段階的に運動負荷をかけるようにすること。特に、夏期においては、暑さに慣れさせるため、段階的な訓練の実施に配慮すること。
- (オ) 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。
- (カ) 訓練は、原則として、道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ、安全な場所で行うこと。
- (キ) 競技会等を行うときは、努めて医師、看護婦等を会場に配置すること。
- (ク) ウォーミング・アップを十分に行わせること。特に、寒冷時においては、入念に行わせること。

#### イ 訓練中の措置

- (ア) 訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視、訓練者相互による安全確認等により異常者の早期発見に努めること。特に、競技会等においては、ゴール前後の動静に注意させること。

- (ウ) 訓練者の疲労の程度等に応じ運動と休息のバランスを図ること。特に、夏期においては、短時間の休息を多く取らせるとともに、適宜水分をとらせるようにすること。

#### ウ 訓練後の措置

- (ア) クーリング・ダウン（整理運動）を十分に行わせること。
- (イ) 訓練終了時においても人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍及び体重を測定させ、安全管理上の参考とすること。
- (ウ) 疲労回復の方法、健康管理等について指導するとともに、そのための自己管理を徹底させること。

### (3) 水泳訓練

#### ア 訓練前の措置

- (ア) 海浜、河川等で訓練を行わせるときは、過去の訓練にかかわらず、新たな角度から訓練者が訓練現場の实地踏査を行い、訓練方法、輸送経路、方法等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 努めて水上安全法の指導員、救助員（日本赤十字社認定）、救急法上級者等（以下本項において「指導員等」という。）により指導（監視）体制をとり、訓練者の数、経験、技能、訓練時間、場所、内容等に応じて、常に訓練者を掌握できるように、指導、監視、救護等の任務分担を定めておくこと。
- (ウ) 不特定多数人が集まる場所で訓練するときは、訓練者を特定するため、同色の帽子又は技能の程度に応じて識別できる帽子を着用させる等の方法をとらせること。
- (エ) 救命、救急用具等は必ず事前に準備点検しておくとともに、訓練現場に携行し、事故が発生したときは、直ちに使用できる状態にさせておくこと。
- (オ) 事前に訓練者の健康状態を点検させ、必要に応じて健康診断を受けさせる等の方法によって、訓練不適格者の発見に努めること。
- (カ) 訓練前には、水面及び水中の温度を調査させておくこと（水温が18度以下の場合は、特別の訓練経験者以外は訓練を行わせないこと。）

#### イ 訓練中の措置

- (ア) まず指導員等に入水方法の模範を示させ、訓練上の安全を確認したうえで、現場の条件に応じた具体的な注意を行わせること。
- (イ) 海浜、河川等で集団による水泳訓練を行わせるときは、気象条件等を考慮に入れ、訓練の安全圏を物理的に標示するとともに、一定の指導員等を陸上、水中（深い方）、舟艇等に位置させ、スキのない監視網の中に訓練者を入れて訓練を行わせること。
- (ウ) 訓練者を、水上安全法による入水法で、段階的に入水させ、その都度訓練者の体調の点検を行わせること。
- (エ) 訓練者には、必ずバディーシステムによる相互の安全確認を行わせること。（1人の指導員等の受け持つバディー数は、5～6組が適当である。）
- (オ) 訓練者の安全確認及び訓練による疲労の軽減のため、一定時間（5～10分）ごとに休憩させて、必ず人員点呼をとらせること。

#### ウ 訓練終了後の措置

- (ア) 訓練終了直後に人員点呼を行わせること。
- (イ) 身体の清潔保持及び疾病等の予防のため、シャワー、入浴等を励行させること。
- (ウ) 訓練終了後の単独水泳による事故の防止のため、衣服を着たのちに、最後の点検を行わせること。
- (エ) 訓練終了後、訓練者の健康状態を点検し、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。
- (オ) 訓練終了後は、解放感からとかく気がゆるみがちであるので、規律の保持に努めさせること。

#### (4) 登山訓練

##### ア 事前前の措置

- (ア) あらかじめ指導者に、訓練コース等の実施踏査を行わせ、山岳の状況に応じたコース、日程、装備、食糧等の訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 登山技術、気象判断等の基礎的な知識技術については、あらかじめ机上訓練、図上訓練等による教養を行うこと。
- (ウ) 装備品は、常に点検整備し、適正な管理を行うとともに、その着脱要領、取扱い要領等については、機会あるごとに訓練を行わせること。
- (エ) 通信連絡体制を確立させておくこと。
- (オ) 不測の事故を考慮し、救急薬品の携行、救急措置等に留意するとともに、緊急避難ルートについて検討させておくこと。

##### イ 訓練中の措置

- (ア) 肉体的疲労及び緊張による精神的疲労が大きいので、適宜休憩させ、その都度、人員の点呼を励行させること。
- (イ) 岩場、雪渓登はん、その他危険地帯の通過等については、あらかじめ安全措置を講じ、確認したうえで実施させること。
- (ウ) 気象条件の変化に最大の注意を払い、低気圧等の接近のさいは、登山を中止させること。また、天候の激変や危険が予想されるときは、行動の中止、待避、脱出等冷静な判断と勇気のある行動をとるように指導させておくこと。
- (エ) 訓練中に道に迷ったと判断したときは、無謀な行動は避け、できる限りその場から離れずに、冷静な判断のもとに身の安全を確保して救出を待つように指導させておくこと。また、雪崩、落石、雷雨等の起こる場所を避けて待避するように指導させておくこと。

##### ウ 訓練後の措置

- (ア) 訓練記録を作成し、次の訓練資料の参考に資すること。
- (イ) 使用装備品の手入れ、補修を完全に行わせること。

#### (5) スキー訓練

ア 訓練場の選定に当たっては、訓練者の数、技能等を考慮し、指導者に実地踏査を行わせ、危険箇所を明らかにする等、綿密な訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

イ 気象条件の研究及び気象条件の変化に対応した措置をとらせること。

ウ 凍傷等の傷害防止に必要な知識の教養を行うとともに、救急用具及び通信器材

の整備をさせること。

エ 訓練器材は、訓練者の技能に応じたものを選択させ、事前に点検し、不備な点は整備させること。

オ 雪の条件に配慮するとともに、雪崩の発生するおそれのある場所では訓練を行わせないこと。また、指導者の監視下において訓練を行わせること。